

# 会津若松市立東山小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定、平成30年7月1日改訂

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本方針

### (1) 定義

児童・生徒に対して、(中略)一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。  
(いじめ防止対策推進法定義より一部省略、改変)

### (2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。
  - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・ 遊びやチームに入れない。
  - ・ 席を離される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ 身体をこぶかれたり、触って知らないふりをされたりする。
  - ・ たたく、なぐる、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ 仲間同士のふざけあいと称し、身体を強くぶついたり、肩などを強く叩く。
  - ・ 武術や格闘技のまねをして、相手を威嚇し嫌な気持ちにさせる、相手の身体に触れ技をかけるなど苦痛を与える、強く叩いたり蹴ったりする。
  - ・ 相手を挑発して。相手が望まないのにけんかのような状態に巻き込む。
- ⑤ 金品をたかられる。
  - ・ 脅され、お金を取られる。
  - ・ 物を売りつけられる。
  - ・ 「借りる」と称してお金や物を返してもらえない。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 靴や持ち物を隠される、捨てられる。
  - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
  - ・ 写真や鞆、靴、帽子等を傷つけられる。
  - ・ ノートや机等に落書きされる。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 万引きなどを強要される。
  - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
  - ・ 登下校時にランドセルや荷物を持たされる。
  - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ⑨ 東日本大震災による避難児童等への誹謗中傷や心ない言動
- ⑩ コロナ感染症に関わる誹謗中傷や心ない言動

など

### (3) 基本理念

- ① いじめの未然防止に当たっては、市民等があいづっこ宣言にこめられた思いを理解し、「ならぬものはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努める。
- ② いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努める。
- ③ いじめは、卑怯で、かつ絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民及び関係機関等の連携及び協力の下のいじめの根絶を目指して取り組む。

### (4) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

### (5) 学校及び職員の責務

- ① 教育委員会、保護者、市民等及び関係機関との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、いじめ防止等に取り組まなければならない。
- ② 児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実に努めなければならない。

## 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校では「いじめ0」を掲げ、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを合言葉に組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実に努める。  
◎「あいづっこ宣言」の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
- (3) 保護者、市民及び関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (4) インターネットを通して行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。

## 3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめと疑いのある事象に対して早期に関わる。

- (1) いじめ調査の実施  
いじめを早期に発見するために定期的な調査を実施する。
  - ① 児童対象いじめアンケート調査 年2回(6月、2月)
  - ② 保護者対象いじめアンケート調査 年3回(6月、10月、2月)
  - ③ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回(6月、11月)
- (2) いじめ相談体制の整備  
児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のような相談の体制を整備する。
  - ① スクールカウンセラーの活用
  - ② いじめ対策チームの活動(校務分掌)
- (3) 人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## 4 いじめの早期解決のための措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に

- 直ちに情報を共有し、学校長以下組織的に対応する。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、加害児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
  - (3) いじめられた児童・保護者に対しては、以下の対応を行う。
    - ① 「あなたは悪くない」事をはっきり伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。
    - ② 個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
    - ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
    - ④ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
    - ⑤ 児童に寄り添える体制をつくる。
    - ⑥ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。
  - (4) いじめた児童・保護者に対しては、以下の対応を行う。
    - ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
    - ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得た上で、再発防止に努める。
    - ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
    - ④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
    - ⑤ 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
    - ⑥ いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
  - (5) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って速やかに市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。
  - (6) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
    - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安とする）継続していること。
    - ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。

## 5 いじめ問題に取り組むための組織

- (1) 校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ対策チーム」を設置する。

  - ① 構成員  
校長 教頭 教務主任 生徒指導主事、学年主任 養護教諭  
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー  
※ いじめの事案の状況に応じて、警察または警察官経験者、児童相談所
  - ② 活動内容
    - ・ いじめ防止に関すること
    - ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
    - ・ いじめの事案に対する対応に関すること
  - ③ 会議の開催
    - ・ 月1回を定例会とし、いじめ事案が発生した際は緊急開催とする。
    - ・ 職員会議を月に1回、生徒指導協議会を月に1回開催し、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。
- (2) 校外組織
  - ① 中学校区PTA連絡協議会：年に3回開催し、情報交換や啓発活動を行う。
  - ② 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年4回開催し、情報交換や連携を図る。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### (2) 重大事態の報告・調査

- ① 重大事態が発生した旨、学校は市教育委員会に報告し、事態に対処する組織を設置した上で、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ② 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報適切に提供する。
- ③ 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

## 7 年間計画

月	生徒指導計画	面談・調査の実施計画	校内研修計画	いじめ対策会議	評価計画
4月	第1回生徒指導協議会 第2回生徒指導協議会				計画・目標の作成と提示
5月	第3回生徒指導協議会		校内研修 I 未然防止と早期発見	第1回	
6月	第4回生徒指導協議会	いじめ調査(児童,保護者)			
8月	第5回生徒指導協議会				
9月	第6回生徒指導協議会			第2回	中間評価
10月	第7回生徒指導協議会	いじめ調査(保護者) 児童との教育相談	校内研修2 いじめの対応		
11月		保護者との個別懇談			
12月	第8回生徒指導協議会				
1月	第9回生徒指導協議会			第3回	
2月	第10回生徒指導協議会	いじめ調査(児童,保護者)			評価・報告
3月	第11回生徒指導協議会				

※ 各回すべてにおいて特別支援委員会を兼ねる。

## 8 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
  - いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するために、本方針は必要に応じて見直す。